



令和 8 年 2 月 20 日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について（3）

関東地方整備局は、杉山管工設備株式会社（神奈川県横浜市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

契約課 課長 榎本（内線：2511）

契約課 課長補佐 大平（内線：2517）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
杉山管工設備株式会社	神奈川県横浜市中区海岸通 1－3

2. 指名停止措置期間

令和8年2月20日から令和8年3月19日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、令和5年12月から令和7年9月にかけて施工した管工事において、専任を要する主任技術者として配置した者を、建設業法第26条第3項の規定に違反して、工期が重複する他現場においても、専任を要する監理技術者として配置した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、神奈川県知事より監督処分（指示）を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、建設業法に違反したとして神奈川県知事から監督処分（指示）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第13号>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内